

## 市民の皆さん、勇気と希望を持ち、 一致団結して立ち上がりましょう！

3月11日午後2時46分に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、観測史上国内最大のマグニチュード9.0を記録。本市を含む太平洋沿岸部の広い範囲に大津波が襲来し、多くの尊い命や貴重な財産が奪われました。

今回の震災で亡くなられた方々に心から哀悼の意をささげますとともに、被災された皆さまへ、あらためてお見舞いを申し上げます。

本市においても、かつて経験したことがないほどの甚大な被害規模となり、多くの市民の皆さんが避難所での生活を余儀なくされております。

道路、電気、水道、電話など一時的に切断されたライフラインは、被災直後から復旧に取り組み、一部を除いては応急的な回復に至っております。



田老の防潮堤に立ち復旧作業について関係者と協議する山本市長

現在市は、各関係機関と連携し、いまだに安否が確認できない方々の搜索と、市民の皆さんの生活の安定に引き続き全力を挙げて取り組んでいるところです。

勇気と希望を持って立ち上がれば、宮古市は必ず復興します。

市民の皆さん、復興に向け一致団結し、共に頑張ってください。

宮古市長 山本 正徳

### 広報の全戸配布は当分の間見合わせます

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」とそれに伴う大津波による被災のため、広報みやこは、毎月2回（1日・15日）の発行を当面見合わせ、市民の皆さんに取り急ぎ伝えなければならない情報のみを掲載した「特別号」を不定期で発行します。

なお、行政連絡員の皆さんに各世帯への配布を依頼することが困難であることから、市内の各公共施設、避難所のほか、医療機関、ショッピングセンター、コンビニエンスストアなどへ備え付けとさせていただきますので、ご了承ください。

◎移設しました

市総合窓口課 ↓ 市役所2階へ

●宮古保健センター ↓ 市役所3階へ

●市会計課 ↓ 市役所3階へ

（問い合わせ）☎2111

## 罹災証明書

罹災証明書とは、被災の事実を証明するための書類で、損害保険会社への請求や金融機関から融資を受ける際に提出するなど、各種支援を受ける際に用います。

交付は、次のとおり行います。

■**交付時間** 月～金曜日の午前8時30分～午後4時30分※4月中は土・日・祝日も実施

■**用意する物** 印鑑、身分証明書（いずれも紛失した場合は不要）

■**料金** 無料

■**交付場所・問い合わせ** 市税務課（市役所2階、☎62-2111）

## 生活資金

### ●生活福祉資金貸付制度～特例貸付・緊急小口資金～

社会福祉協議会では、このたびの地震・津波により被災された世帯を対象に、一時的な生活費を無利子でお貸しします。

■**貸付限度額** 10万円以内

■**据置期間** 1年以内

■**償還期限** 2年以内

■**用意する物** ①身分証明書、②罹災証明書など被災事実が分かる書類、③印鑑証明書と登録印鑑（いずれも用意できない場合はご相談ください）

■**受付場所・問い合わせ** 宮古市社会福祉協議会（☎64-5050）

## がれき／車

市は現在、道路の通行確保と行方不明者の捜索を最優先に復旧作業を進めています。それらの作業が終了した後は、私有地内の被災車両、がれき、土砂、損壊家屋の除去作業を行います。

### ●被災車両の撤去

所有者本人による抹消登録（廃車）手続きと、リサイクル法に基づく処理が必要です。

岩手運輸支局（☎050-5540-2010）、岩手県自家用自動車協会宮古支部（☎62-2735）、各自動車販売店などへ相談の上、手続きをしてください。

なお、個人で移動できない被災車両は、市で仮置き場に移動しますので、分かりやすい場所に「移動希望」と表示してください。

### ●損壊家屋の撤去

がれき状態になった家屋は、今後市で撤去します。また、私有地内にある原型をとどめている損壊家屋などについては、所有者の意向を確認の上、市で撤去します。

■**問い合わせ** 市道路管理課（☎62-2111）

## 銀行

### ●通帳や印鑑がなければお金を引き出せないの？

銀行の窓口営業は、通帳や証書、印鑑などをなくしても、本人確認できれば預貯金を引き出すことができます。

ただし、一度に引き出せる額に制限があるほか、店舗によって取り扱い可能業務が異なる場合もあります。

口座主の家族が死亡した場合の払い戻し相談などにも柔軟に応じています。

詳しくは、各銀行まで問い合わせください。

## 仮設住宅

仮設住宅は、3月25日にグリーンピア三陸みやこ（260戸）、30日に愛宕中学校跡地（82戸）に工事着手しました。

今後も市内各所に順次建設されます。

各避難所ではすでに申込書の回収を済ませていますが、入居を希望する人で、まだ申し込みをしていない人は手続きしてください。

■**申込場所・問い合わせ** 市建築住宅課（市役所5階、☎62-2111）

## 公共料金

### ●水道・下水道

3月（2月使用）分と4月（3月使用）分料金の取り扱い、次のとおりとさせていただきます。

#### ■料金

- ①全壊・半壊した家屋 免除
- ②床上・床下浸水した家屋 基本料金のみ納入

■請求時期 3月（2月使用）分の料金は、4月分の請求の際に一緒に請求、口座引き落としとする予定

※そのほか、特別な事情がある場合は、使用者からの申し出により個別に検討させていただきます。また、全壊・半壊した家屋は、届け出がない場合でも「水道休止」扱いとします。

■問い合わせ 市上下水道部（☎63-1115）

電気、固定電話、携帯電話各社により特別措置が講じられ、料金支払期限の延伸や免除などが受けられる場合があります。

各社により対応が異なりますので、詳しくは、下記までお問い合わせください。

### ●電気

・東北電力コールセンター（☎0120-175-466）

### ●電話

・NTT東日本料金お問い合わせ受付センター（☎0120-032-277）

### ●携帯電話

・NTTドコモ お問い合わせ窓口（☎0120-800-000、ドコモ携帯からは局番なし151）

・KDDI（au） お問い合わせ窓口（☎0077-7-111、au携帯からは局番なし157）

・ソフトバンクモバイルお客様センター（☎0800-919-0157）

### ●NHK

被災状況などの調査を行い免除措置を決定（☎0570-077-077）

## 医療

### ●保険証がなければ受診できないの？

保険証などを紛失した人、家に残したまま避難した人は、医療機関の窓口で次のことを伝えれば受診できます。

①氏名、②生年月日、③住所、④事業所（保険の種類）など

### ●支払（窓口負担）はどうなるの？

次のいずれかに該当する人は、5月末日まで、窓口での一部負担金の支払いが免除されます。医療機関の窓口で申し出てください。

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者の行方が不明である人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止または休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人
- ⑥原子力災害対策特別措置法の規定による避難などを行った人

## 家庭ごみ

### ●燃やせるごみ・燃やせないごみの収集

・全地域で通常どおり収集  
※ただし、被災地区のうち収集車が入れない集積所は除きます

### ●資源物の収集

・新里・川井地域は通常どおり収集  
・宮古・田老地域は当分の間休みます

### ●ごみ・資源物の持ち込み

通常どおり持ち込みが可能です。  
搬入時間は①午前9時～正午、②午後1時～4時30分※日曜日は休みます

#### ■問い合わせ

【収集】市環境課きれいなまち推進室（☎64-6488）

【持ち込み】宮古地区広域行政組合計量棟（☎63-7698）



## 企業支援

### ●被災中小企業者対策利子補給事業

被災された中小企業者が復旧のために借り入れた資金について、利子および保証料の全額を助成します。

■対象資金 日本政策金融公庫の災害貸付、岩手県の中小企業復旧資金、商工組合中央金庫の災害復旧資金

■対象となる借入金額の限度額 1,000万円

### ●被災中小企業者対策設備貸与保証料補給事業

被災された中小企業者が復旧のため、財団法人いわて産業振興センターの設備貸与制度を利用して、機械設備などの貸与を受けた場合の保証料(貸与額の10%)の全額を助成します。

#### <共通>

■問い合わせ 市産業支援センター(市役所分庁舎2階、☎62-2111)

### ●宮古商工会議所個別金融相談

宮古商工会議所では、随時、企業の個別金融相談に応じます。金融・労務などについてお気軽にご相談ください。(事前に予約が必要です)

また、4月1日からは、田老総合事務所内に宮古商工会議所田老支所の仮事務所を開設しましたので、併せてご利用ください。

■問い合わせ 宮古商工会議所(携帯電話 ☎080-9638-7701、080-1666-0543、☎080-2820-3133)

## 募集など

### ●災害ボランティア

ボランティアのお手伝いが必要な人、ボランティアとして活動できる人を募集しています。

■内容 がれき・土砂の撤去、ごみや荷物の運搬などの力仕事、日用品の買い物、高齢者や障がい者のお世話、子どもの一時的預かりなど

■申し込み・問い合わせ 宮古市社会福祉協議会(☎64-5050)

## 学校

### ●小中学校の始業式

■日時/場所 4月25日(月)

■場所 通学している各小中学校

■問い合わせ 市教育委員会事務局学校教育課(新里庁舎内、☎72-2111)

## 税

### ●市税の課税を保留

このたびの地震・津波により被災された方々への市税(市民税、固定資産税、国保税)の課税については、現在、国・県で方針を検討中のため、法改正の内容が明確になるまでの間、保留します。

内容が明確になったときに、あらためてお知らせします。

■問い合わせ 市税務課(☎62-2111)

### ●自動車税・軽自動車税

このたびの地震・津波により被災し、使用不能や所在不明などになった自動車などは、課税をしない措置をとりますので、生活が落ち着いてから、それぞれ次の場所で手続きしてください。

#### ①自動車税

■場所・問い合わせ 宮古地域振興センター県税室(宮古地区合同庁舎1階、☎64-2212)

#### ②軽自動車税

■場所・問い合わせ 市税務課(市役所2階、☎62-2111)

#### <共通>

■用意する物 印鑑、車両番号が分かる物(いずれも流失した場合は不要)

## 宮古市災害義援金を受付中

市役所3階会計課で受付します。または、次の口座にお振り込み願います。

### 【口座番号】

岩手銀行宮古中央支店 普通預金 2093134

### 【口座名】

ミヤコシサイガイギエンキン ミヤコシカイケイカンリシャ  
宮古市災害義援金 宮古市会計管理者  
キクチマサシ  
菊池正志



震災に関する宮古市からのお知らせをモバイルメールでも配信しています